

環境会計情報の範囲とその開示

Scope of Environmental Accounting and its Disclosure

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士後期課程

大田博樹

はじめに

これまでの企業経営にとって「環境」という要素はほとんど考慮する必要のないものであった。しかしながら、今日のように深刻な地球環境問題に直面した状況では、経営戦略の一つの要素として「環境」を考慮する必要が出てきているといえる。

環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」¹によると、上場企業のうち環境に関する経営方針を制定している企業は、1998年には56.5%であったのに対して、2001年には71.4%にまで増加している。また、環境に対する具体的な目標を制定している企業は同じく1998年には45.3%であったのに対して2001年には68.3%にまで増加しており、企業の環境に対する考え方が変わりつつあることが分かる。これらの企業意識の変化の背景には、環境関連コストが増大していることや、消費者が製品を購入する際に環境配慮型であるかどうかということを選択肢に入れ始めていること、また企業が環境関連情報を公開することが社会的責務であるという考え方が広がってきたことなどあると思われる。特に最近では、エコファンドと呼ばれる環境配慮型の投資信託が人気を集めていることなども影響していると考えられる。このような状況の中で今後、企業は「環境」というキーワードを企業経営において重要な要素の一つとして捉えていく必要があるといえる。

一方でこれらの地球環境問題の中には、私たち

の日常生活に直接的に影響を及ぼすものが出てきている。そのため環境問題の専門家以外の地域住民や消費者の間でも、これらの環境問題への関心が高まってきている²。つまり、関心のある企業がどのような環境対策を行なっているのか、あるいはどの程度の効果をあげることが出来たのかといった企業の環境対策関連の情報を求めているのである。したがって、環境情報は企業側にとっても利害関係者側にとっても重要な情報となっているといえる。

本稿では以上のような状況を踏まえて、まず環境情報の重要性及び有用性について明らかにし、そして環境情報の一つとしての環境会計の意義とこれらの環境情報がどのような理論体系に基づいて開示されているのかについて考察する。そして、環境省の調査を中心にして、これらの環境情報の開示状況を分析し、環境会計情報の今後の展開について考察していくことにする。

第一章 環境情報の開示と環境会計

第一節 環境情報の重要性

環境省は、企業が「環境に関する情報を公開していく社会的責務がある」との考え方が広まりつつあり、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンスの状況や、環境会計情報等を取りまとめた環境報告書を作成して広く社会に公表し、消費者、投資家、取引先、地域住民等の利害関係者（ステークホルダー）との環境コミュニケーションを行なっていくこと³が今後の企業経営には欠かせ

1 この調査は環境省が毎年行なっているもので、企業による環境保全に対する取組が効果的に進められているかどうかを把握することを目的としている。平成13年度における調査は、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,644社及び従業員数500人以上の非上場企業等3716社、合計6,360社を対象とし、平成13年12月に郵送によるアンケート調査を実施した。有効回収数は、上場企業で1,291社（48.8%）、非上場企業等で1,607社（43.2%）、合計で2,898社（45.6%）となっている。

2 1998年度における消費者団体の関心事項に関する調査によると、一位が「環境問題」（81.4%）、続いて「食に関する問題」（68.7%）、「高齢者問題」（42.2%）となっている。詳細に関しては、環境省編『平成14年度版、環境白書』p.25を参照された。

3 環境省編『環境報告書ガイドライン（2000年度版）－環境報告書作成のための手引き－』2001年、所収p.2

ない要素となってくると指摘している。その背景には、既に述べたように消費者意識の変化やエコファンドの登場、企業の社会的責任の増大などがあると思われる。たとえば、消費者意識の変化に関しては、「市民が求める企業の社会的役割」⁴という調査で65.9%が「環境保護」を挙げており、また「今後企業が社会的信用を得るために力を入れるべきこと」⁵という問いに対しても70.5%が「環境保護」を挙げている。そして、実際に商品を購入する際にも、95.8%⁶が環境配慮型の製品かどうかを考慮に入れると回答している。このように消費者が環境に対して積極的になっているため、企業は自社の環境への取り組みに関して消費者へPRすることが必要になってくると思われる。

そして、この「環境」の波は株式市場にも影響を及ぼしている。現在、エコファンド⁷と呼ばれる環境配慮型の投資信託が注目を集めているのである。従来の投資のための尺度では投資先企業の安定性や成長性などを判断材料としていたが、このエコファンドではこれらの尺度に加えて、対象企業がどの程度の環境活動を行ない効果をあげているのかも判断材料に加えている。日本では1999年に日興証券が初めてのエコファンドを発売して以来、各社から様々なファンドが発売され注目を集めている。これらのエコファンドを扱っている運用会社は、投資先の判断基準として環境情報の開示に対する姿勢を重視しているという。つまり環境情報を開示しなければ、たとえ環境対策が適切に行なわれていても投資対象とはされない可能性があるということである。このことから環境情報が重要であるということが分かる。

上記の事項以外にもいくつかの要因が考えられるが、これらの要因によって環境情報が重要視されるようになり、企業による環境情報の開示が社会的責務になりつつあるといえる。そして、このような状況の中で、企業は自社の環境への取組内容やその成果等について環境報告書などで外部に開示するケースが増えてきている。その理由につ

いて企業は、「情報提供等の社会的な責任を果たすため」や「自社における環境に関する取組のPRのため」に公開していると回答⁸している。

また、このような企業環境の変化により経営者も「環境」が重要な要素であると認識し始めている。環境省の調査⁹によると、経営戦略上「環境」という要素が重要になってくると考えている企業が増加しているという。1998年度の調査では、環境への取組要因として「社会貢献の一つ」をあげている企業が多かったのに対して、2001年度には「企業の業績を左右する重要な要素」や「企業の最も重要な戦略の一つ」をあげる企業が増加した。

上述のように様々な要因から、今日では企業経営及び利害関係者との円滑なコミュニケーションのために環境情報は重要になってきていることが分かる。

第二節 環境会計の意義と範囲

環境問題が深刻化する中で、企業は環境対策を真剣に行なうようになってきた。その結果、企業の環境保全活動にかかるコスト、いわゆる環境コストは年々増加しており、今後も企業が負担する環境コストは増大するものと思われる。したがって、環境コストの把握とその管理は今後の企業経営にとって重要な課題となっている。また、環境コストは企業の利益や経営方針を左右する要素であるため、利害関係者にとっても有用な情報であり、これらの情報を開示していくことも重要であるといえる。

現在のところ、環境コストを開示するには次のような手段が考えられている。一つめは、現在の制度会計の枠内で開示する方法、二つめは環境報告書などで環境コストを開示する方法である。制度会計の枠内での開示について、例えばアメリカでは、財務会計基準委員会（Financial Accounting Standards Board；FASB）の基準書であるSFAS（Statement of Financial Accounting Standards）第5号で「偶発事象の会計」の規定があり、発生の可

4 環境省編「平成14年度版 環境白書」所収p.27

5 環境省編、前掲書、所収p.27

6 環境省編、前掲書、所収p.26

7 エコファンドは、もともと日興証券が発売したファンド名であるが、現在では環境配慮型の投資信託の総称として使われることもある。各社から発売されている全てのエコファンドの2002年2月28日現在の純資産額は、1216.55億円となっている。

8 環境省による「環境にやさしい企業行動調査」より。

9 環境省による「環境にやさしい企業行動調査」より。環境への取組を社会貢献の一つと考えている企業は、1999年は43.9%で2001年には36.9%に減少、一方で重要な要素、戦略の一つと考えている企業は、1999年は41.8%で2001年には53.5%に増加した。

能性が高く、その金額を合理的に見積もることが可能である場合には、偶発債務を認識できている。これは、環境に関する偶発事象にも適用が可能で、上記の要件を満たす場合には、環境コストを財務諸表上で認識することが必要になってくる。

一方、環境報告書での情報開示は、現在多くの企業で実施されている。この環境報告書は様々な情報で構成されているが、最も注目されているのが環境会計情報である。環境会計は現在のところ、理論的には確立されていないが、環境コストや環境保全活動による効果などを定量的に測定し、開示するツールとして期待されている。

環境会計はその扱う内容から、大きく次の2つに分類することができる。一つめは、マクロ環境会計で、主に国民所得勘定のような社会会計のことを指している。社会会計はマクロの領域で、社会経済全体の立場から会計を使って把握しようとするものである。そのためマクロ環境会計の対象は、国家や地方自治体などマクロ的なものとなっている。二つめはマイクロ環境会計で、マイクロの立場から企業や一組織といった個別組織を対象とした環境会計である。本稿でいう環境会計とは、後者のマイクロ環境会計のことを指している。

そしてさらに、マイクロ環境会計は、その機能から外部環境会計と内部環境会計に分けることが出来る。外部環境会計は、企業の環境保全活動に関する情報を外部に開示するもので、利害関係者に対して有用な情報を提供することが出来る。そのことで企業は、利害関係者との円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。内部環境会計は、企業の環境保全活動にかかるコストなどを管理するもので、それらの活動を効率的かつ効果的に行なうことが可能となる。本稿では、環境情報の開示について考察することを目的としているため外部環境会計を主としている。

環境会計は以上のように体系化されつつあるものの、具体的なフレームワークが構築されていないのが現状である。しかしながら前節で考察したように、環境情報は今日の企業経営及び利害関係者との円滑なコミュニケーションのために重要になってきているため、環境会計を導入する企業が

増えてきている。前出の環境省の調査によれば、環境会計を既に導入している企業は、2001年度で16.9%と低くなっているが、前年度比で3.7ポイントの増加となっている。電気・ガス等供給業や製造業で環境会計の導入率が高くなっており、特に電気・ガス供給業では48%と半数近くが環境会計を導入していることが分かる。

環境会計の普及に関しては環境省も力を入れており、2002年3月には環境会計に関する枠組を提供することを目的として『環境会計ガイドライン』を作成しており、このことも環境会計を導入する企業を増加させている要因になっていると思われる。環境省はこのガイドラインの他にも『事業者の環境パフォーマンス指標』や『環境報告書ガイドライン』などを作成し、企業の環境会計等への取り組みを支援している。

ところで、このような環境情報に対する意識は、日本国内よりも海外の方が高くなっている。その背景には、海外の方が地球環境問題が日本よりも深刻で身近な問題になっているということで、消費者などの利害関係者が環境問題に対してより積極的になっていることが考えられる。日本で人気を集めているエコファンドも、もともとは欧米を中心に開発された投資信託であり、環境問題に関心を持つグリーンインベスターと呼ばれる投資家たちに支持されている。このように海外でも環境情報の重要性が認識されるようになっており、以前から環境会計を含めた環境情報に関する研究も盛んに行なわれている。たとえば、欧州を中心に広く採用されているのが、エコバランスと呼ばれる非貨幣情報を中心とした環境情報である。エコバランスは、「企業が発生させた環境侵害の個々のカテゴリー（エネルギー消費、原材料消費、廃水の排出、廃熱の排出など）を、それぞれ重量、体積、エネルギー量などの相応する物量的計量単位別に測定する」¹⁰のものである。ある特殊な等価係数を用いることで、単位の異なる性質の違う物質を総合的に把握することが出来る。その他にも、アメリカの環境保護庁（Environment Protection Agency : EPA）や持続可能な発展のための世界経済人会議（The World Business Council for Sustainable Development : WBCSD）なども環境

10 ルディー＝ミュラー＝ヴェンク著、宮崎修行訳『環境指向経営のためのエコロジカル・アカウンティング』中央経済社、1994年、所収p.11

情報に関する研究を進めている。

第三節 環境会計情報開示にかかる理論的背景

ところで、企業が環境会計情報を開示しなければならないという理論的根拠が何であるのかという問題がある。山上達人教授によると、環境会計が理論的に成立する根拠は、アカウンタビリティ概念に求めることができるという¹¹。アカウンタビリティ (accountability) とは会計責任という意味で、企業の経営者が負う受託責任の一つである。言うまでもなく、今日のような私有財産制を基盤とする資本主義社会における企業活動は、財産の所有者 (委託者) と企業の経営者 (受託者) との委任契約により営まれている。そして、二者の間にはエクイティ (請求権) とステュワードシップ (受託責任) の関係が生じることになる。このステュワードシップには、株主等より受託した企業財産の管理保全及びその有効な運用を遂行する責任と、企業財産の管理保全の状況及びその有効な運用の成果を報告し、説明する責任とがあり、後者の責任を特にアカウンタビリティと呼んでいる。つまりアカウンタビリティとは、「株主や債権者等から信託された企業財産の管理保全とその有効な運用を遂行した結果を、企業会計の測定・開示システムを通して報告し、説明する経営者の責任を示す概念」¹²であるといえる。このアカウ

ンタビリティは、企業の情報開示を動機づける重要な概念になっている。

そして、最近の企業環境の変化により利害関係者が株主や債権者などから、消費者や地域住民、従業員にまで拡大されたことで「説明責任」の範囲が広がることになった。企業の経営者には説明責任があるため、これらの利害関係者に対して情報を開示する必要がある、環境会計情報もその一つであるといえる。つまり、アカウンタビリティ概念の拡充をもって環境会計成立の理論的基礎と考えることができるのである¹³。

第二章 環境会計情報の開示状況

第一節 環境報告書の開示状況

最近、環境会計情報をインターネットや環境報告書などを利用して開示する企業が増加している。環境省の調査によれば、2001年度に一般に環境情報を提供している企業は上場企業で42.5%、非上場企業で22.2%となっており、上場企業に関しては半数近くが情報開示をしていることが分かる。

環境情報の開示方法については、会社のホームページ上で開示するケースが上場企業・非上場企業ともに一番多くなっており、続いて環境報告書、会社案内等を利用しているという。これらの環境情報として公開されている環境情報の内容は、図

図表2-1 環境情報の内容

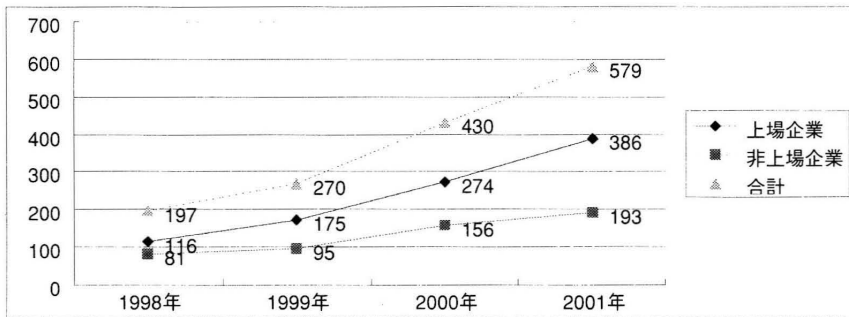
情報内容	2001年(%)	2000年(%)
環境に関する経営方針	87.0	87.3
環境に関する取組の状況	58.6	60.6
環境に関する目標	56.8	60.6
廃棄物発生量	50.2	-
環境に関する行動計画	44.0	49.2
二酸化炭素排出量	35.1	-
事業活動に伴う環境負荷	29.2	-
環境会計	27.2	22.2
PRTR 法対象化学物質排出量	27.1	-
化学物質使用量	23.2	23.9
事故・苦情の状況	19.8	13.1
環境監査等の結果	15.7	14.8
その他	9.5	8.1

11 山上達人著『環境会計の構築－社会関連会計の新しい展開－』株式会社白桃書房、1999年、所収p.207

12 照屋行雄・大田博樹著「企業環境の変化とアカウンタビリティ」『神奈川大学 国際経営論集』、No.23 (2002年3月)、所収P.230)

13 アカウンタビリティの拡充については、照屋行雄・大田博樹著、前掲書を参照されたい。

図表2-2 環境報告書作成企業の状況



(出典：環境省編『平成14年度版 環境白書』2002年、所収p.35)

図表2-3 業種別及び売上高別環境報告書作成企業状況

業種	割合 (%)	売上高	割合 (%)
電気・ガス供給業	89.5	五千億円～一兆円未満	84.8
製造業	35.1	一兆円以上	84.1
小売業・飲食店	28.4	一千億円～五千億円未満	50.2
運輸・通信業	27.7	五百億円～一千億円未満	21.1
建設業	21.4	五百億円未満	10
不動産業	20		
卸売業	12.9		
金融・保険業	11.3		
サービス業	2.9		
その他	50		

表2-1¹⁴のようになっている。

「環境に関する取組の状況」や「環境に関する目標」、「環境に関する行動計画」は、前年度比で1ポイント以上減少している。一方で、「環境会計」は、前年度比で5ポイント以上増加しており、環境情報の内容が一般的な叙述情報からより具体的な定量情報に変わってきていることが分かる。また、「環境監査等の結果」を開示している企業が前年度比で僅かながら上昇しており、自社の作成した環境情報の正確性や信頼性を確保しようとする傾向が高まっていると思われる。

次に環境報告書を作成している企業は、2001年度において上場企業が29.9%、非上場企業が12.0%となっている。環境報告書の作成企業数は上場企業・非上場企業ともに年々増加している(図表2-2)

環境報告書を作成している上場企業の業種別割合と売上高割合は、図表2-3¹⁵のようになっている。

図表2-3によると環境報告書を作成している企業が多い業種は、電気・ガス供給業が圧倒的となっており二位以下を50ポイント以上引き離している。二位以下は、製造業、小売業・飲食店、運輸・通信業と続いている。この順位からも分かるように、環境に直接影響を及ぼす可能性のある業種ほど環境報告書の作成率が高まっているものと思われる。したがって、金融・保険業やサービス業の環境報告書作成率は低くなっており、特にサービス業に関してはサービス業全体で2.9%の企業しか報告書を作成していないという結果になっている。

一方、売上高別の環境報告書の作成状況は、若干の前後があるものの売上高が大きい企業ほど報告書作成率が高くなっていることが分かった。売上高五千億以上の企業の84%以上が報告書を作成しているのに対して、売上高五百億円以下の企業の報告書作成率は10%に留まっている。売上規模が小さい企業の環境への関心度が低くなって

14 環境省による『環境にやさしい企業行動調査』より筆者作成。

15 環境省による『環境にやさしい企業行動調査結果』を基に、上場企業のみデータで筆者が作成した。

いる事実ではあるものの、このデータは売上規模によって環境影響度が異なっていることを意味しているものと思われる。つまり、売上規模が大きいうことで、それだけ企業活動が活発であり環境への影響も大きくなっており、その結果、環境報告書を作成する企業が増加していると考えられる。

第二節 環境報告書における環境会計

環境省では、企業による環境情報の開示が重要であると認識した上で、企業による環境情報の開示を支援する目的で『環境報告書ガイドライン(2000年度版)－環境報告書作成のための手引き－』を公表している。ガイドラインによると、環境報告書に掲載することを推奨している項目は、「1. 基本的項目」、「2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括」、「3. 環境マネジメントに関する状況」、「4. 環境負荷の低減に向けた取組の状況」の4項目である。環境会計情報は、「2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括」で開示されることになっている。既にふれたように環境会計とは、企業の環境保全活動にかか

るコストと効果を測定、開示するツールであり、環境報告書において重要な役割を果たすことになる。現在、公表されている企業の環境報告書にも環境会計情報が含まれていることが多い。しかし、これまで環境会計は企業ごとに独自の基準や枠組で測定、開示されてきたため、他社との比較や過去との比較が難しくなっているという指摘がされていた。そこで環境省やいくつかの研究機関では、環境会計情報の比較可能性を保つために「環境会計ガイドライン」などでフレームワークを公表している。最近では、これらのガイドラインに準拠して環境会計が行われるケースも見られるようになってきたが、実際の環境報告書における環境会計情報は必ずしも比較可能性があるとも言いきれないのが現状である。

たとえば、株式会社ファミリーマートの環境会計(図表2-4)は、同社が独自の基準で把握した環境コストを集計している。

ファミリーマートの環境会計は、把握項目が少なく非常に簡単な構造となっている。おおまかな環境コストの流れは分かるものの、具体的な取組

図表2-4 環境会計情報 I

コスト分類	具体的な取組	投資	費用	主な効果(成果)
店舗施設関連の環境保全コスト	電気・水道使用量削減のためのコスト オゾン層保護のためのコスト 店舗周辺環境保全コスト 建設廃材適正処理コスト	1,372	547,736	省エネルギー オゾン層保護 廃棄物適正処理
店舗運営関連の環境保全コスト	廃棄物処理・リサイクルなどのコスト リサイクル販促物関連などのコスト	0	1,324,521	廃棄物適正処理 ・リサイクル リサイクル素材の活用

(出典：『ファミリーマート環境報告書2002』一部抜粋)

図表2-5 環境会計情報 II

項目	環境投資額	環境費用額	項目	単位	効果	
公害防止コスト	806	1,367	汚染物質 排出量削減	SOx	総量(トン)	36
					原単位(g/kl)	22
NOx				総量(トン)	132	
				原単位(g/kl)	80	
水質汚濁防止 大気汚染防止等						

(出典：『サントリー環境レポート2002』より一部抜粋)

図表2-6 環境会計情報 III

項目	コスト		経済効果	環境保全効果			環境負荷	社会コスト
	投資額	費用額	効果額	削減量	削減率	コスト削減額	総量	金額
事業エリア内コスト、等								

(出典：『リコーグループ環境経営報告書2002』より一部抜粋)

に関するそれぞれの投資及び費用額が明らかになっていない。また、環境保全活動による効果も曖昧になっているという欠点もある。環境会計のフレームワークに関して、独自のフレームワークを採用しているため、他の企業の環境会計との比較が難しくなっていると思われる。

一方、サントリー株式会社の環境会計（図表2-5）は、環境省の『環境会計ガイドライン』に準拠して作成されている。

それぞれの項目ごとに投資及び費用額やその効果について関連した形で作成されている。そして、それぞれの項目がガイドラインに沿って使われているため、同じガイドラインに準拠した他の環境会計情報との比較が可能となっている。

そして、さらに株式会社リコーの環境会計（図表2-6）は、全体的な枠組は環境省のガイドラインに準拠しながらも、経済効果の算定や各種指標の開発など発展的な環境会計となっている。

図表2-6はリコーの環境会計の項目のみを一覧にしたもので、環境保全活動にかかるコストと効果について把握していることが分かる。特に環境保全効果に関しては、貨幣情報と物量情報を同時に把握できるようになっている。これにより環境保全活動がどの程度の効果をあげているのかを経済的・環境的に把握することが可能となっている。

以上のように、環境報告書における環境会計情報は、ガイドラインに沿った形へと向かう傾向にあることが分かる。しかしながら、利害関係者に有用な情報を提供するという意味ではまだ満足できる情報とは言えず、今後もさらに研究をする必要がある。

第三章 環境会計情報の展開

第一節 環境会計情報の方向性

第二章で考察したように、環境報告書の作成企業と環境会計を実施する企業はともに増加している。それは、既に触れたように環境会計を実施することで企業環境の変化に対応し、利害関係者に有用な情報を提供することが出来るという認識が高まったことが挙げられる。また、環境省などによる環境会計のためのガイドラインが公表されたことも、環境会計の実施率を高めている要因になっていると思われる。このような状況の中で、環境会計は次のステップへの過渡期にあると思われる。

次のステップとは、これまでバラバラであった環境会計のフレームワークが統一され、他社の環境会計との比較が可能となることと、その環境会計がより精緻化され、有用な情報を提供することが出来るようになることである。

環境会計のフレームワークに関しては、現在のところいくつかの研究結果やガイドラインが公表されている。特に日本国内においては環境省のガイドラインの影響は大きく、ガイドラインに準拠する企業は年々増加している。たとえばトヨタ自動車は、1999年の環境会計は独自の視点で実施していたが、翌2000年には環境保全対策の項目対応表を作成しガイドラインとの関連を高めていた。そして2001年の環境会計では、完全に環境省のガイドラインに準拠した形式になっている。今後も環境省のガイドラインに準拠した環境会計が増加する傾向は続くものと思われる。

そして、環境会計の内容に関しては質・量ともに充実してきているといえる。現在のところ、環境会計情報には各企業間にばらつきがあるものの、一部の企業では既に先進的な取組がなされている。これまでは環境コストのみの把握が中心であったが、最近では環境保全活動による効果を把握する企業が出てきた。そして、さらに株式会社リコーでは社会的コスト（外部不経済のコスト）までを環境会計で把握し開示する試みをしている。環境要素の金額への換算には問題も残されているが、今後環境会計を充実させていくためには意義のある試みであるといえる。

第二節 環境報告書の範囲の拡充

現在、企業の環境情報はホームページや環境報告書によって開示されることが多くなっている。ホームページで環境情報が開示される場合でも、環境報告書と同じ内容になっていることが多い。そしてこの環境報告書に関して、いくつかのガイドラインが公表されている。日本では、環境省が『環境報告書ガイドライン（2000年度版）－環境報告書作成のための手引き－』を公表している。しかしながら、このガイドラインは日本での環境報告書を作成するためのもので、世界的に共通のフレームワークを提供しているとは言えない。それは、他の国や研究団体のガイドラインにもいえることで、世界共通のフレームワークが強く望まれていた。そこで生まれたのが、Global

図表3-1 国別GRIガイドライン準拠企業一覧

国名	企業数	国名	企業数	国名	企業数
アメリカ	31	カナダ	6	イタリア	2
日本	29	南アフリカ	5	アイルランド	1
イギリス	25	フィンランド	4	コスタリカ	1
オーストラリア	13	ニュージーランド	3	チリ	1
スウェーデン	13	ハンガリー	2	ポーランド	1
スペイン	10	スイス	2	中国	1
フランス	9	デンマーク	2	インド	1
オランダ	8	多国籍企業	2	合計	181
ドイツ	7	ブラジル	2		

Reporting Initiative (GRI)¹⁶の『持続可能性報告ガイドライン』である。GRIはもともと、CERES¹⁷と国連環境計画 (UNEP) の呼びかけによって発足し、現在では各国の企業やNGO、会計士団体、大学、その他の利害関係者が参加している。GRIの目的は、環境情報をも含めた経済的、社会的パフォーマンスを統合的に報告するための世界共通のガイドラインを公表することにある。GRIガイドラインの特徴は、報告書の内容が環境情報だけに限定されておらず、経済的、社会的パフォーマンスも取り込んでいることである。GRIでは、これらの三つの要素を統合的に捉えることで次のようなメリットがあるとしている。

- ・組織を環境的・経済的・社会的パフォーマンスで捉えることが出来るので、それぞれのパフォーマンス間の整合性を評価することが可能となる。
- ・ガイドラインによって報告書の統一性が高まるので、他の報告書との比較やパフォーマンスの改善状況などを把握しやすくなる。
- ・内外の利害関係者とのコミュニケーションが効果的に取れるようになる。
- ・理論的な体系により、報告書の中身が理解しやすくなり、持続可能性の様々な側面から情報の分析が可能となる。

現在、GRIガイドラインに完全に準拠しているか、あるいはGRIガイドラインを参考に環境報告書を作成している企業は、図表3-1¹⁸のようになっている。

GRIガイドラインは、これまでの環境報告書ガイドラインと比べると、情報内容が質・量ともに拡充されている。このような大掛かりな報告書の作成には労力と時間がかかるが、既に181社がガイドラインを参考に報告書の作成を試みている。このことは、世界的にGRIガイドラインの有用性の認識が高まっていることと、情報の受け手である利害関係者の要求が高まっているものと思われる。

おわりに

以上、本稿では今日の社会での環境会計情報の意義と有用性に関して考察した。そして、その環境会計情報の開示手段として環境報告書について、環境省の『環境にやさしい企業行動調査結果』を中心に環境情報の開示状況を明らかにした。現在、環境会計及び環境報告書は次のステップへの過渡期にあると思われる。したがって、環境会計及び環境報告書は、フレームワークを構築するためのガイドラインを必要としている。環境報告書に関しては現在のところGRIガイドラインが有力視されている。GRIガイドラインは、これまでの環境報告書で扱ってきた範囲を超え、経済的側面と社会的側面を含んだ総合的な情報提供を前提としている。特に経済的側面では財務諸表及びその関連情報の開示も含むとされていることから、GRIガイドラインによる環境報告書は企業を「環境」という限定された範囲で把握するのではなく、

16 GRIの詳細については、www.globalreporting.orgを参照されたい。また、ガイドラインについてもHPより手に入れることが出来る。

17 CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) は、もともと非営利・非政府の投資を中心とした組織で、バルディーズ号事件の後にバルディーズ原則 (現在はシリーズ原則) と呼ばれる「環境に責任を持つ企業行動のための10原則」を作成した。

18 2003年1月7日現在。GRIガイドラインに完全に準拠して環境報告書を作成しているのは4企業である。GRIのホームページより筆者が作成。

まさに企業活動そのものを把握しようとする試みとなっている。

今日の企業環境は様々な要素が複雑に絡まった環境であるため、このように多方面から企業を把握し同じ報告書で情報開示する意義は大きいと思われる。しかしながら、GRIガイドラインによる環境報告書においても環境会計情報が持つ意義は変わらない。この環境会計情報が、環境的・経済的・社会的側面を持つ新しい環境報告書の中で有用な情報を提供するためのフレームワーク等は今後の研究課題としたい。

<参考文献>

- 飯田修三著『社会関連会計の生成と発展』白桃書房、1992年
- 井口伸・照屋行雄著『財務会計原理』東京経済情報出版、1999年
- 河野正男著『生態会計論』森山書店、1998年
- 環境省編『平成14年度版 環境白書』2002年
- 國部克彦著『社会と環境の会計学』中央経済社、2000年
- 照屋行雄著『企業会計の構造』税務経理協会、2001年
- 照屋行雄・大田博樹著「企業環境の変化とアカウントビリティ」『神奈川大学経営学部 国際経営論集』第23号
- 森本三男著『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房、1998年
- 山上達人著『環境会計の構築』白桃書房、1999年
- 山上達人著『環境会計入門』白桃書房、1999年
- Financial Accounting Standard Board “Original Pronouncements, Accounting Standard As of June 1, 1999” John Wiley & Sons, Inc, 1999
- Rob Gray, Dave Owen, Carol Adams “accounting & accountability” Prentice Hall Europe, 1996

<環境報告書>

- 株式会社リコー『環境経営報告書2002』
- トヨタ自動車株式会社『環境報告書1999』
- ファミリーマート『環境報告書2002』
- 松下電器グループ『環境報告書2002』

<ガイドライン>

- 環境省編『環境会計ガイドライン』

環境省編『環境報告書ガイドライン』
GRI編『持続可能性報告のガイドライン』